



韓国¹の文化芸術分野の 地方自治体の政策 —社会的合意をどう醸成していくのか

日本芸能従事者協会理事・明治大学兼任講師 桔川純子

1. 文化の民主化から文化民主主義へ

- 大韓民国憲法第22条 ①全ての国民は学問と芸術の自由を有する
②著作者・発明家・科学技術者と芸術家の権利は 法律により保護する

文化芸術関連法制度	
文化芸術の 保護・振興	文化基本法 文化芸術振興法 文化多様性の保護と増進に関する法律 文化芸術教育支援法 地域文化振興法 地方文化院振興法
文化産業の振興	文化産業振興基本法 工芸文化産業振興法 大衆文化芸術産業発展法
文化芸術活動の環 境整備	芸術家福祉法 障害芸術家文化芸術活動の支援に関する法律 芸術家の地位及び権利の保障に関する法律

※「芸術家」の韓国語原文は「芸術人」

2. 文化芸術支援に関わる京畿道の条例

京畿道(キョンギド): 31の市・郡、人口: 1,355万人

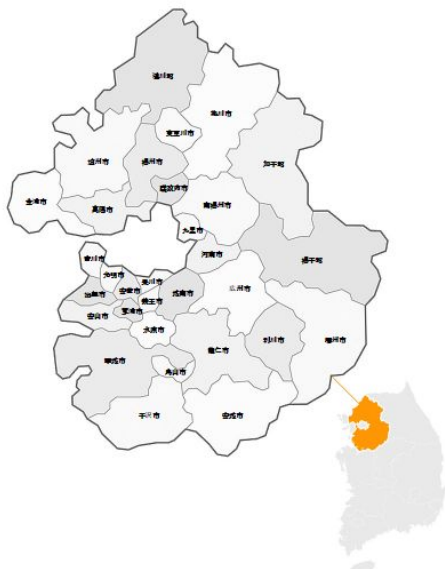
【導入の背景】

①「生活の質」への関心が高まる

そのためには、市民が文化芸術を享受することが重要→それを支える芸術家を支援することが重要

・市民の生活と一番身近にある地方自治体の役割が高まってきている。

・1989年より地方自治制度が本格派してきたことにともない、自治体の独自性、役割が求められる



出典: 京畿道庁 HP

- ・京畿道文化自治基本条例(2021年7月14日施行)
- ・京畿道文化福祉増進に関する条例(2022年12月30日施行)
- ・京畿道芸術家機会所得支給条例(2023年7月18日施行)

3. 京畿道 芸術人機会所得の概要

京畿道芸術家機会所得支給条例

・基本所得(ベーシックインカム) ← 機会所得

第1条(目的) この条例は、芸術活動を通じて社会的価値を創出する芸術人に機会所得を支給するために必要な事項を規定することにより、**芸術人の安定的な創作環境を造成し、京畿道文化芸術発展に寄与することを目的とする。**

第2条(定義) この条例で使用する用語の意味は次のとおりである。沿革

1. 「芸術人」とは、芸術家福祉法第2条第2号の規定による芸術人をいう。
2. 「芸術家機会所得」とは、芸術活動によって社会的価値を創出するが、正当な補償を受けられない一定所得以下の芸術家に支給する金銭をいう

4. 京畿道芸術人機会所得の概要

2023年度

対象

- ・ 中位所得120%以下の芸術活動の証明を受けた者 約9千人

内容

- ・ 毎年2回に分けて、150万ウォン(約15万円)を支給

予算

- ・ 年間約165ウォン(約1万千人)推算

※支援除外対象

- ・ 19歳未満の芸術人(2004年7月1日以降の出生者)
- ・ 性犯罪による身上公開対象者(性犯罪者eアリミシステム確認)

4. 京畿道 芸術人機会所得の概要

京畿芸術人支援センター



事業

○芸術人相談

不公正行為及び法律相談/芸術活動証明支援/芸術家心理相談/芸術家雇用保険/標準契約書,資料/芸術家の自立

○芸術人自立支援

青年芸術家自立準備金支援/創作空間賃借料・創作活貸館料支援/芸術協同組合活性化支援/「専門芸術」同好会活動支援

○芸術人アカデミー

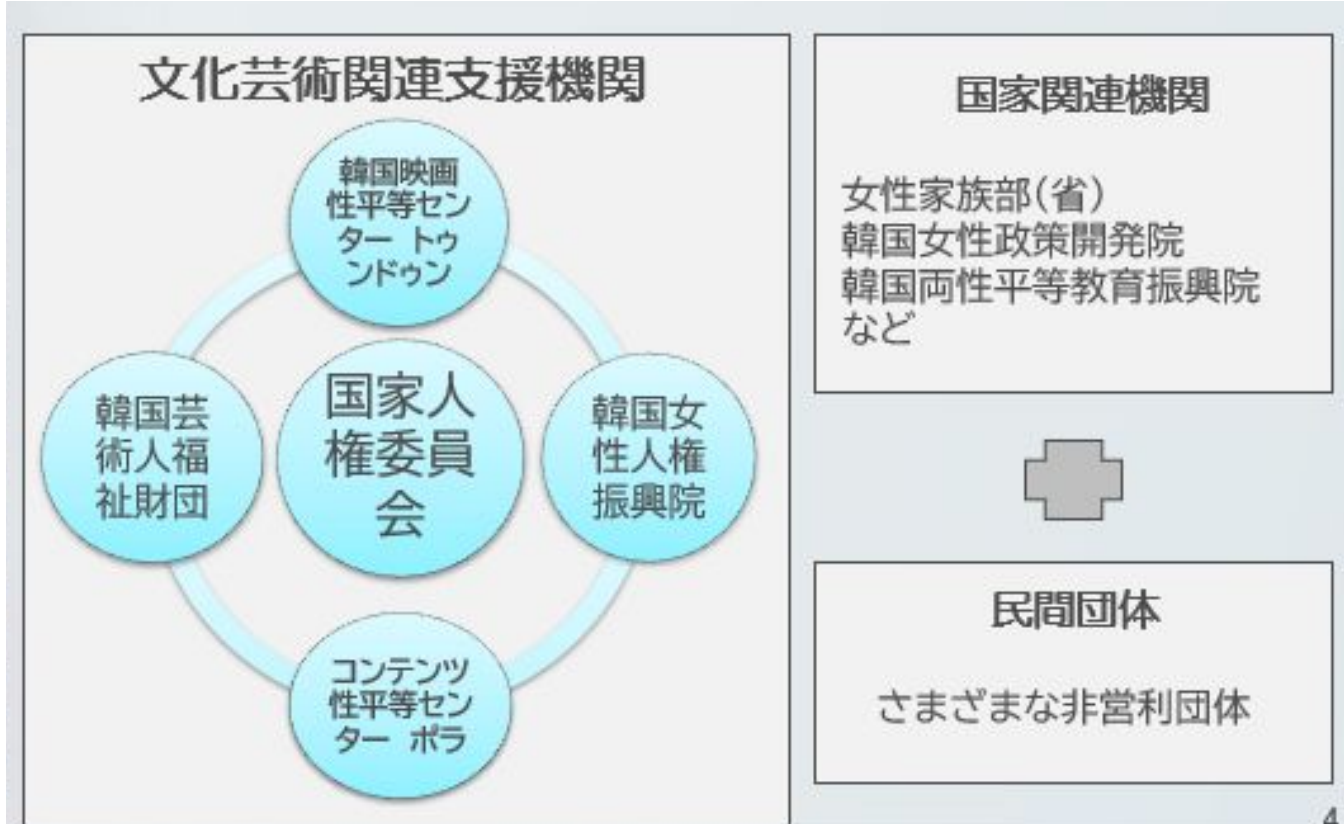
○芸術人・芸術団体

○芸術人コミュニティ



5. 芸術家を支える仕組み

人権を基本とした‘一人にしない’仕組みづくり



ありがとうございました！